

第七十四回帝國議會 支那事變特別稅法中改正法律案外二件委員會會議錄(速記)第一回

付託議案
支那事變特別稅法中改正法律案
(政府提出)
臨時利得稅法中改正法律案(政府提出)
臨時租稅措置法中改正法律案(政府提出)

委員會成立

本委員ハ昭和十四年二月二十一日(火曜日)議長ノ指名ヲ以テ左ノ通選定セラレタリ

- 川崎 克君 小山倉之助君
- 宇賀 四郎君 中島彌團次君
- 一松 定吉君 松永 東君
- 最上 政三君 川崎末五郎君
- 田村 秀吉君 愛野時一郎君
- 小畑虎之助君 渡邊玉三郎君
- 田中 邦治君 津倉 龜作君
- 横川 重次君 森田 福市君
- 鶴 惣市君 瀧澤 七郎君
- 田代 正治君 高橋熊次郎君
- 武田德三郎君 服部 岩吉君
- 森田 政義君 江羅直三郎君
- 坂田 道男君 大口 喜六君
- 松浦 伊平君 藤本 捨助君
- 岸田 正記君 森 肇君
- 坂本宗太郎君 片山 哲君
- 河野 密君 松永 義雄君
- 道家齊一郎君 青木 作雄君

員長理事互選ノ爲委員參集ス 其ノ氏名左ノ如シ

- 川崎 克君 宇賀 四郎君
 - 松永 東君 最上 政三君
 - 川崎末五郎君 田村 秀吉君
 - 小畑虎之助君 横川 重次君
 - 森田 福市君 鶴 惣市君
 - 瀧澤 七郎君 高橋熊次郎君
 - 武田德三郎君 服部 岩吉君
 - 森田 政義君 江羅直三郎君
 - 松浦 伊平君 藤本 捨助君
 - 岸田 正記君 森 肇君
 - 松永 義雄君 道家齊一郎君
- 〔年長者武田德三郎君投票管理者ト爲ル〕
- 武田投票管理者 ソレデハ先例ニ依リマシテ、私ガ年長ノ故ヲ以テ投票管理者ノ席ヲ汚シマス、是ヨリ委員長及理事ノ互選ヲ行ヒマス
- 横川委員 此ノ際委員長ノ選舉ニ付キマシテハ、投票ヲ用ヒズ川崎克君ヲ委員長ニ御推薦致シタイト思ヒマス

○武田投票管理者 横川君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

- 〔異議ナシト呼フ者アリ〕
 - 武田投票管理者 然ラバ川崎克君ヲ委員長ニ御推薦申上ゲルコトニ致シマス——川崎君ドウゾ……
 - 〔拍手起ル〕
 - 〔川崎克君委員長席ニ著ク〕
 - 川崎委員長 御推薦ニ依リマシテ此ノ席ヲ汚シマス、宜シク御願致シマス(拍手)引續キ理事ノ互選ヲ行ヒマス
 - 横川委員 理事ハ其ノ數ヲ八名トシ、委員長ニ於テ指名セラレンコトヲ望ミマス
 - 〔異議ナシト呼フ者アリ〕
 - 川崎委員長 御異議ナシト認メマス、ソレデハ私カラ指名致シマス
 - 小山倉之助君 宇賀 四郎君
 - 最上 政三君 横川 重次君
 - 森田 福市君 鶴 惣市君
 - 藤本 捨助君 河野 密君
- ニ御願ヲ致シマス(拍手)

會議

昭和十四年二月二十二日(水曜日)午前十時四十五分開議

- 出席委員左ノ如シ
 - 委員長 川崎 克君
 - 理事 宇賀 四郎君 理事 最上 政三君
 - 理事 横川 重次君 理事 森田 福市君
 - 理事 鶴 惣市君 理事 藤本 捨助君
 - 松永 東君 川崎末五郎君
 - 田村 秀吉君 小畑虎之助君
 - 瀧澤 七郎君 高橋熊次郎君
 - 武田德三郎君 服部 岩吉君
 - 森田 政義君 江羅直三郎君
 - 松浦 伊平君 岸田 正記君
 - 森 肇君 松永 義雄君
 - 道家齊一郎君
- 出席國務大臣左ノ如シ
- 大藏大臣 石渡莊太郎君
- 出席政府委員左ノ如シ
- 大藏省主稅局長 大矢半次郎君
- 大藏書記官 松隈 秀雄君
- 大藏書記官 田中 豐君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

支那事變特別稅法中改正法律案(政府提出)

臨時利得稅法中改正法律案(政府提出)

臨時租稅措置法中改正法律案(政府提出)

○川崎委員長 引續キ會議ヲ開キマス、本

委員會ニ付託セラレマシタ支那事變特別稅

法中改正法律案外二件ヲ議題ト致シマス、

大藏大臣ノ說明ヲ求メマス

○石渡國務大臣 支那事變特別稅法中改正

法律案外二件ノ法律案ニ付テハ、本會議ニ

於キマシテ大體ノ說明ヲ致シタノデゴザイ

マスルガ、此ノ機會ニ於キマシテ、今少シ

ク詳シク御說明致シタイト存ジマス

先ヅ支那事變特別稅法中改正法律案、臨

時利得稅法中改正法律案ニ付テ說明致シマ

ス、支那事變ニ關スル臨時軍事費ニ關シマ

シテハ、既ニ帝國議會ノ協贊ヲ經マシテ、

七十三億九千餘萬圓ニ達スル經費ヲ支辨シ

テ參ツタノデゴザイマスルガ、今回更ニ之

ヲ増額致シマスル必要ガゴザイマスノデ、

不日臨時軍事費追加豫算案ヲ提出致ス見込

デゴザイマス、此ノ追加豫算ノ財源ノ大部

分ハ、從來ト同ジク公債ニ依ル豫定デゴザ

イマスルガ、併シナガラ其ノ財源ノ全部ハ

公債ニ依リマセズデ、一部ハ増稅ニ依ツテ

支辨スルコトヲ至當ト認メラレマスノデ、

茲ニ此ノ提案ヲ致シタ次第デゴザイマス、

即チ此ノ際事變ノ影響等ニ因ツテ、利益ノ

増加シツツアル産業ノ負擔ヲ増加致シマス

ルト共ニ、消費ノ節約ニ資スルノ意味ニ於

キマシテ、臨時利得稅、物品稅等ヲ中心ト

シテ増稅ヲ行フコトニ致シマシテ、茲ニ增

稅案ヲ提出致シタ次第デアリマス

臨時利得稅ハ時局ノ好影響ニ因ツテ、利

得ヲ致シマシタ其ノ利得ヲ、課稅ノ對象ト

致スモノデゴザイマスルガ、御承知ノ如ク從

來ノ利得稅ノ外ニ、昨年新シク乙種利得稅

ヲ設ケタノデゴザイマスルガ、此ノ昨年新

シク設ケマシタ乙種利得ト云フモノガ、事

變ニ依ル所ノ利得ニ當ルノデゴザイマシテ、

今回ノ増稅案ニ於キマシテモ、主トシテ此

ノ乙種利得、即チ事變ニ依ツテ生ジタ所ノ

利得、之ニ重キヲ置キマシテ増稅致スコト

ニシタノデゴザイマス、即チ乙種利得ニ對

スル稅率ヲ、法人ニ付テハ約三割三分引上

ゲ、個人ニ付テハ二割五分ノ引上ト致シタ

次第デゴザイマス、之ニ對シマシテ甲種利

得ニ付テハ比較的輕微ナル增稅ニ止メタ譯

デゴザイマス、以上ノ改正ノ他ニ、會社ガ資

本ヲ増加シタル分ニ付テハ、從來ハ現年度

ノ資本金額ニ資本増加前ノ會社ノ儲ケマシ

タ利益率即チ基準年度ノ利益率ヲ乘ジテ、

平均利益ヲ計算シテ居ツタノデゴザイマスル

ガ、是ハ新設會社ノ場合ト舊會社ガ資本ヲ

増加シタ場合トニ於テ、課稅ノ扱ヒガ變ルモ

ノデゴザイマスルカラ、其ノ間ニ不權衡ガ起

ルノデゴザイマス、ソレ等ノ點ヲ考ヘマシ

テ、元カラアル會社ガ増資ヲシマシタ場合

ニ於テハ、其ノ増資部分ニ付テハ、新設會

社ト同様ノ扱ヒニ致シタ次第デゴザイマス、

即チ昭和十二年一月以降ニ於ケル増加資本

金額ニ付テハ、甲種利得ニアリテハ年百分

ノ七、乙種利得ニアリテハ年百分ノ十ノ割

合ヲ以テ算出シタル金額ヲ、其ノ部分ノ平

均利益トスルコトニ改メタ次第デゴザイマ

ス、此ノ改正ニ依リマシテ、約二千五百萬

圓ノ增收ヲ見ル豫定デゴザイマス

個人ノ船舶、鑛業權等ノ讓渡ニ因リマス

ル利益ニ付テハ、從來課稅シテ居ラナカツ

タノデゴザイマスルガ、事變後相當ノ利益

ヲ收メツツアルモノガ少クゴザイマセヌノ

デ、往年ノ戰時利得稅ノ場合ト同様、之ニ課

稅スルコトト致シタ次第デゴザイマス、此ノ

讓渡利得ハ前年中ニ於ケル船舶、鑛業權等

ノ讓渡ニ因リマスル總收入金額カラ取得價

額、設備費、改良費、讓渡ニ關スル必要ノ

經費ヲ控除シテ計算スルノデゴザイマス

ガ、昭和十一年十二月三十一日以前ニ取得シ

タルモノニ付テハ、昭和十一年十二月三十

一日ニ於ケル時價ト、其ノ後ノ設備費、改

良費等ヲ控除シテ計算スルコトト致シテ居

ルノデゴザイマス、斯クシテ計算致シマシ

タ讓渡利得金額カラ、更ニ二千圓ノ控除

ヲ行ヒマシテ其ノ殘餘ノ金額ニ付テ、百

分ノ二十五ノ稅率ヲ以テ課稅致スノデゴザ

イマス、是ノ分ト致シマシテハ、約三百

萬圓程度ノ收入ヲ見込シテ居リマス、

次ニ利益配當稅デゴザイマスルガ、是ハ

一昨年八月ニ新設ニ相成ツタ稅デゴザイマ

シテ、年七分ヲ超ユル配當金ニ對シテ、課

稅致スノデゴザイマシテ、約三千五百萬圓

程ノ收入ヲ見テ居ルノデゴザイマス、此ノ

利益配當稅ニ付キマシテ七分カラ一割ノ配

當マデハ、從前ノ通りデ今回增稅致シマセ

ヌガ、一割ヲ超ユル配當金ニ付テハ、百分

ノ十ノ稅率ヲ十五ニ改ムルコトト致シテ居

リマス、併シ例ヘバ年一割二分ノ配當ヲシ

テ居ル會社ノ場合、其ノ一割二分全額ニ付

テ一割五分ノ課稅ヲ受ケル譯デハゴザイマ

セヌ、其ノ中七分ニ相當スルマデハ課稅致

シマセヌ、七分カラ一割マデノ金額ニ付テ

百分ノ十、一割カラ一割二分迄ノ額ニ付テ

百分ノ十五、斯ウ云フ課稅ヲ致ス譯デゴザ

イマス、之ニ依リマシテ約八百五十万圓程ノ收入ヲ擧ゲル見込デゴザイマス

ソレカラ配當特別税ト共ニ、相當高利率ノ公社債利子ニ付テモ、同様ニ一昨年ノ八月ニ課税スルコトニ致シタノデゴザイマス、即チ四分ヲ超ユル國債ノ利子及ビ四分五厘ヲ超ユル國債以外ノ公社債ノ利子ニ對シテ、課税スルノデゴザイマスルガ、是ニ付テハ百分ノ十ヲ十五ニ引上グルコトト致シタ次第デゴザイマス、此ノ稅收入額ハ比較的少ウゴザイマシテ、約七十万圓程ノ増收ニ相成ル豫定デゴザイマス

次ニ清涼飲料稅デゴザイマスガ、是ニ付テハ暫ク増稅致シマセヌデシタ、一昨年ノ三月モ、同ジク一昨年ノ八月モ、又昨年ノ増稅ノ際ニ於テモ其ノ儘ニシテ置イタノデゴザイマスガ、他ノ消費稅ニ付キマシテ相當増徵致シテ居リマスノデ、今回ハ清涼飲料稅ヲ幾ラカ引上グルコトト致シタ次第デゴザイマス、清涼飲料稅ハ御承知ノ通り炭酸瓦斯ヲ含ム飲料ニ對シテ、課稅シテ居ルモノデゴザイマスルガ、其ノ第一種即チ「ラムネ」ニ付テハ、今回ノ増徵モ比較的少ク致シマシテ、稅率一石ニ付七圓ヲ八圓五十錢ニ引上ゲ、第二種ノ「サイダー」シトロ等ニ付テハ、稅率一石ニ付十圓ヲ十五

圓ニ引上ゲマシタ、ソレカラ第三種ト云フノハ「カフエー」「バー」等デ炭酸瓦斯ヲ買ツテ來テ、之ヲ自分ノ所デ「ソーダ」水トシテ供給シテ居ルモノデゴザイマスガ、是ハ炭酸瓦斯ノ使用量ニ依ツテ課稅シテ居リマシテ、炭酸瓦斯ノ使用量一珎ニ付テ、三圓ヲ四圓五十錢ニ引上ゲマス、此ノ引上率ハ大體「シトロ」「サイダー」類ト、略、同率ノ引上ニ相成ル譯デアリマス

其ノ次ハ砂糖消費稅デゴザイマスルガ、元來我國ノ砂糖消費稅ノ稅率ハ、サウ低イ課稅率デハゴザイマセヌ、昨年ノ増徵ノ際ニ於キマシテモ、衆議院ニ於テ増徵率ヲ幾ラカ引下グルベク、修正ヲ受ケタノデゴザイマスルガ、今日ノ狀況ニ顧ミマスレバ、砂糖ノ稅額ハ尙ホ増加シツツアルノデゴザイマス、此ノ事ハ砂糖ノ消費ガ相當増シテ居ル結果デゴザイマス、ソレハ珈琲等ニ入レル角砂糖デアリマスカ、其ノ他菓子類ノ原料ニ相當使ハレテ居ルノデゴザイマシテ、此ノ方ノ増加ガ相當著シイト認メラレマスルカラ、此ノ際一割程度ノ増徵ハ己ムヲ得ザルコトトシテ、引上ゲタ次第デゴザイマス、砂糖ハ是ダケ引上ゲマシテモ、實ハ昨日モ申シマシタ通り、日露戰役ノ經營ニ當ツタ當時カラ見マスルト、中ニハ高クナツ

テ居ルモノモゴザイマスルガ、大體ニ於テ尙ホ低イノデゴザイマシテ、此ノ程度ノ砂糖消費稅ノ増徵ハ、斯ウ云フ際ニハ己ムヲ得ザルモノデハアルマイカ斯ウ考ヘテ居ル次第デゴザイマス、之ニ依ツテ約一千百万圓程ノ増收ニ相成ル譯デゴザイマス、次ニ物品切手デゴザイマスルガ、物品切手ニ付キマシテハ現在一通ニ付テ、三錢ノ印紙稅ヲ課スルコトニナツテ居リマス、併シ今日物品切手ノ賣上狀況、又ハ物品切手ト云フヤウナモノヲ受取りマシタ人間ガ、ソレニ依ツテ不用不急ノ品物ヲ買フ、ツイ斯ウ云フモノヲ貰ヒマス、自分デ要ラナイ物マデモ買ツテシマウ、斯ウ云フコトハ勢ヒ人情デゴザイマスノデ、多少物品切手ノ賣上等ヲ抑ヘル意味カラ致シマシテモ、之ニ對シテ相當ノ増徵ヲ致ス必要ガアルト存ジマシテ、茲ニ増徵ヲ致ス次第デゴザイマス、稅率ハ記載金高三圓以下ノモノニ付テハ從來通り一通三錢、五圓以下ノモノニ付テハ一通十錢、十圓以下ノモノニ付テハ一通三十錢、以下順次増加致シマシテ、百圓ヲ超エルモノニ付テハ一通ニ付テ百圓又ハ其ノ端數毎ニ三圓、斯ウ云フヤウナ稅率ニ致シテ居ルノデアリマス

次ハ物品稅デアリマスガ、物品稅ハ比較

的負擔力ガアルト認メラレ、又ハ此ノ際不
急ト認メラレル消費ニ對シテ、課稅シタイ
ト存ズル意味ニ於キマシテ、茲ニ其ノ課稅
品目ノ範圍ヲ擴張致シマスルト同時ニ、今
日課稅シテ居リマスモノノ中デ、或ル品目
ニ付キマシテ其ノ稅率ヲ引上グルコトト致
シタノデゴザイマス、即チ第一種小賣課稅
物品ト致シマシテハ、高級織物、電氣器具、
瓦斯器具、玩具、文房具、運動具等ヲ追加
スルコトニ致シタノデゴザイマス、第二種
ハ製造場カラ移出スル場合ニ課稅スル物品
デゴザイマシテ、此ノ方ニハ茶、珈琲、「コ
コア」、化粧石鹼、齒磨等ヲ追加致シマシテ、
何レモ百分ノ十ノ稅率ヲ以テ課稅ヲシタ
イト存ズル次第デゴザイマス、此ノ中茶ニ
付テハ番茶等ノ下級品ヲ除外シタイト存ジ
テ居ルノデゴザイマス、唯課稅ノ技術上番
茶ト云フコトガ明記シ得ナイノデゴザイマ
シテ、隨テ是ハ一斤幾ラ以下、斯ウ云フコ
トデ下級品ニ付テハ、課稅ノ範圍外ニシタ
イト存ジテ居リマス、ソレカラ齒磨ニ付テ
モ粉齒磨ハ課稅ノ範圍ノ外ニシタイト存ジ
テ居リマス石鹼ニ付テモ洗濯石鹼等ニ付テ
ハ、之ヲ課稅シナイコトニ致シテ居ルノデ
ゴザイマス、其ノ他織物、電氣、器具、瓦
斯器具、玩具、文房具、運動具ニ付テハ、

次ハ物品稅デアリマスガ、物品稅ハ比較

<p>何レモ全部ニ付テ課稅スル意味デハゴザイマセヌ、之ニ各、課稅ノ最低限ヲ置キマシテ、サウシテ成ベク普通以下ノモノヲ除キ、成ルベク一般大衆ノ負擔增加ヲ避ケルヤウニ考ヘテ次第デゴザイマス、尤モ此ノ免稅點ヲ或ル程度設ケルコトハ、課稅ノ技術上ニ於テハ相當複雜デゴザイマス、殊ニ織物ニ付テハハ一々品目ヲ指定致シマシテ、サウシテ各、免稅點ヲ設ケルノデアリマスカラ、課稅ノ技術カラ行ケバ、相當複雜ニ相成ルカト思フノデアリマスガ、是ハ普通以下ノ品物ニ對スル一般ノ負擔ヲ、出來ルダケ避ケルヤウニシタイカラデアリマス、ソレカラ從來ノ課稅物品中稅率ヲ引上ゲマスモノハ毛皮製品、羽毛製品兼用自動車、化粧品デアリマシテ、是等ニ付テハ、從來一割ノ稅率デアリマシタモノヲ、一割五分ノ稅率ニ引上ゲルコトト致シタノデアリマス、獵虎ノ毛皮デゴザイマストカ、狐ノ皮デアリマストカ、是等ノ毛皮ニ於キマシテハ、相當程度引上ゲタイト存ジテ居ル次第デアリマス</p> <p>ソレカラ其ノ次ハ酒デゴザイマスガ、普通ノ酒ニ對シマスル造石稅ノ稅率ハ、一石四十五圓ニ相成ツテ居リマスルガ、此ノ四十五圓ノ稅率ノ外ニ、昨年物品稅トシテ酒</p>	<p>一石ニ付テ五圓ノ課稅ヲ致シテアルモノヲ、今回其ノ物品稅ノ五圓ヲ十圓ニ致シタノデアリマス、葡萄酒ニ對シマシテハ、造石稅ハ無稅デゴザイマスガ物品稅トシテ昨年一石ニ付テ十圓課稅致シマシタモノヲ、十五圓ニシタイト存ジテ居リマス、是モ昨年ハ政府ノ提案ハ十五圓デアツタノデアリマシタガ、衆議院ニ於テ御修正ノ結果、十圓ニ落付イタノデゴザイマスケレドモ、今回ハ再此ノ稅率ヲ引上ゲテ、十五圓ト提案シタ次第デアリマス、酒精及ビ酒精含有飲料ニ付キマシテ普通ノ造石稅ノ外ニ、物品稅トシテ一石ニ付テ七圓課稅致シテ居リマスノヲ、今回モウ七圓引上ゲテ十四圓ニ致シタノデアリマス、ソレカラ葡萄酒ノ外ノ林檎酒等ノ果實酒デアリマスガ是ニ付テハ普通ノ造石稅モ免除シテアリマスシ、又物品稅モ課稅シテ居ラナイノデアリマスガ、今回物品稅トシテ之ニ新タニ一石ニ付テ十五圓ノ稅率ヲ以テ、課稅シタイト存ジテ居ルノデゴザイマス、物品稅ノ增收額ハ約五千万圓程見積ツテアルノデアリマスガ、此ノ中ニ於テ酒ニ對スル分ガ、二千万圓ヲ超スノデゴザイマスノデ、此ノ酒ニ對スル増稅ガ實ハ主タルモノニナツテ居ルノデアリマス、ソレカラ其ノ外砂糖トノ課稅ノ權</p>	<p>衡上、飴、葡萄酒、麥芽糖ト云フモノニ對シテ課稅スベシト云フコトハ、既ニ古ク大正七八年頃カラアツタ問題デゴザイマス、既ニ飴ニ對スル課稅ハ、大正七年ニ一度帝國議會ニ提案ニ相成ツタノデゴザイマスガ、其ノ時ニハ否決ニナツタ次第デアリマス、更ニ昭和十二年稅制改正ノ際ニ此ノ飴、葡萄酒、麥芽糖ニ對シマシテ、百斤ニ付テ三圓ノ稅率ヲ以テ課稅スルト云フ案ガ、帝國議會ニ提案サレタノデアリマスガ、其ノ時ニハ內閣ガ總辭職ヲ致シマシテ、後繼內閣ハ其ノ案ヲ提出シナカツタノデゴザイマスケレドモ、飴、葡萄酒、麥芽糖ニ對シマシテ此ノ際課稅シタイト存ジマシテ、茲ニ提案シタ次第デゴザイマス、其ノ稅率ハ百斤ニ付テ二圓デゴザイマスノデ、一昨年帝國議會ニ提案サレタモノヨリハ、一圓低ク相成ツテ居ル次第デゴザイマス</p> <p>其ノ次ニ建築稅ト遊興飲食稅トノ御説明ヲ致シタイト存ジマス、建築稅ハ全部ノ建築ニ對シテ課稅スル譯デハゴザイマセヌ、建築價額一萬圓以上ノ住宅、料理店、貸席、劇場、活動寫眞館、斯ウ云フヤウナモノヲ建築シタ者ニ對シマシテ、建築價額ノ一割ノ課稅ヲシタイト存ジテ居ルノデゴザイマス、尤モ普通ノ下宿屋デアルトカ、アパー</p>	<p>トデアルトカ、長屋デアルトカ、斯ウ云フヤウナモノニハ、大體ニ於テ課稅致シマセヌデ、個人ノ住宅、料理店、貸席、サウ云フモノニ主トシテ課稅シタイト存ジテ居リマス、尙ホ此ノ課稅ニ當リマシテハ、建築價額一萬圓以上ノモノニ對シテ、全部ノ價額ニ付課稅スルト云フ意味デハゴザイマセヌ、其ノ建築價額ノ中カラ五千圓ダケハ控除シタイト存ジテ居リマス、隨テ二萬圓ノ住宅ヲ建築致シマシタ場合ニハ、一萬五千圓ダケガ課稅ノ標準ニ相成ル譯デゴザイマス、此ノ五千圓ヲ控除スルコトト致シマシタノハ、一萬圓以上ノ住宅ト例ヘバ九千七八百圓ノ住宅トノ間ニ、急ニ課稅サレルト云フコトニ依ツテ、僅カバカリノ建築費ノ差ニ依ツテ、負擔ニ相當大キナ開キガ出來ルノデゴザイマスカラ、其ノ開キヲ緩和シタイトスル課稅技術上ノ理由カラ出タモノデゴザイマス、而シテ建築稅ノ收入見込額ハ約二百万圓程デゴザイマシテ、是ハ今日調べマシタ所デハ、大シテ收入トシテハ餘計ニ相成ル譯デハゴザイマセヌガ、其ノ他物品稅等ヲ課稅致シマス權衡上、衣食住ノ住ニ對シマシテ、或ル程度ノ課稅ヲシナケレバ、不權衡デハアルマイカト考ヘル次第デゴザイマス</p>
--	---	--	--

其ノ次ガ遊興飲食稅デゴザイマスガ、遊興稅ハ御承知ノ通り、今日各府縣市町村等ニ於テ行ツテ居ルノデゴザイマスガ、此ノ地方稅タル遊興稅ヲ今回ハ止メマシテ、國家ニ移管シマス、而シテ今日ノ遊興稅ハ、或ハ花代ニ課稅致シテ居ルモノモアリ、又消費金額ニ課稅致シテ居ルモノモアルノデアリマスガ、今回國稅トシテ課稅致シマスル遊興飲食稅ハ、遊興ト飲食ト兩方面ニ課稅致スモノデゴザイマシテ、一人一回五圓以上ノ料金ニ對シマシテ、百分ノ十又ハ二十ノ稅率ヲ以テ課稅ヲシタイト思ツテ居ルノデゴザイマス、尤モ此ノ免稅點ハ、料理ニ對スル免稅點デゴザイマシテ、花代其ノ他ニ付キマシテハ、斯ウ云フヤウナ免稅點ヲ設ケマセス、又花代等ノ加ハリマシタ場合ニ於テハ、食事ニ付テモ免稅點ヲ設ケナイ積リデゴザイマシテ、飲食ダケヲシタ場合ニ於テ、一人一回五圓以上ト云フ制限ヲ置イテ居ル次第デゴザイマス、尙ホ地方稅タル遊興稅ヲ止メマスコトニ伴ヒ、地方ノ財源トシマシテ生ジマスル減收總額ハ、之ヲ國ヨリ交付スル見込デゴザイマス

昨日日本會議ニ於テ御說明致シタ通りデゴザイマス、併シ是ハ平年度ノ收入デゴザイマシテ、初年度タル昭和十四年度ニ於テハ、一億八千七百餘萬圓ノ收入デゴザイマス
次ニ臨時租稅措置法中改正法律案ニ付テ御說明ヲ申上ゲマス、長期建設ノ遂行ノ爲ニハ生産力ノ擴充、産業ノ振興ニ努ムルコトガ急務デアリマスコトハ、申スマデモナイ所デアリマスガ、之ニ資スルノ趣旨ニ依リマシテ、今回ノ増稅ト共ニ租稅上適當ナル措置ヲ講ズルコトト致シタ次第デアリマス、先ヅ法人ニ付テハ、此ノ際成ベク其ノ利益ノ留保ヲ餘計ニシテ、時局ニ緊要ナル生産設備ノ擴張等ニ充テシムルコトガ適當ナリト認メラレマス、斯ウ云フ意味カラ致シマシテ、法人ノ所得中留保シタル金額ニ付テ、一定ノ條件ノ下ニ所得稅輕減ノ途ヲ拓クコトニ致シタ次第デゴザイマス、即チ法人ノ各事業年度ノ普通所得中、留保シタル金額ガ其ノ普通所得ノ四割ヲ超エル場合ニ於キマシテ、其ノ超過留保額ノ全部又ハ一部ヲ以テ、時局ニ緊要ナル生産設備ノ擴張ニ充テ、又ハ政府ノ指定スル證券ノ買入レニ運用致シマスル場合ニ於キマシテハ其ノ運用金額ノ百分ノ二・四五、即チ普通所得稅ノ二割ニ相當スル所得稅額ヲ免除スルニトニ致シタ

次第デゴザイマス、是ハ大體ニ於キマシテ支那事變後ニ於テ増稅シタル其ノ増稅額ヲ免除シタイト、斯ウ云フ意味ニ於テ算出致シタ結果デゴザイマス、其ノ他法人ノ留保ト課稅ノ最高限度トノ關係ヲ考ヘマシテ、留保ガ多ケレバ多イ程最高限度ヲ引下ゲルト云フ仕組ニ致シテ居ルノデゴザイマス
ソレカラ重要物産ノ製造業ヲ營ム場合ニ於テ、其ノ新シイ製造方法ニ依ル所ノ物品ノ製造ニ付テ、更ニ一定年間所得稅及ビ營業收益稅ヲ免除シタイト思フノデアリマス
ソレカラ國庫補助金ノ問題デアリマスガ、國庫補助金ト云フモノハ、從來是ハ總テ會社ノ所得中ニ算入ヲ致シマシテ、課稅ノ對象ト相成ツテ居ツタノデゴザイマスガ、國庫補助金全部ヲ、此ノ際所得カラ引クト云フトコハ、是ハ考ヘテ居リマセスガ、其ノ國庫補助金ノ中ニハ、之ヲ益金ニ算入シナイ方ガ適當デアルト思フモノガゴザイマス、即チ此ノ際是非共必要デアルカラ、サウ云フ産業ヲ興シタイト云フコトデ補助金ヲ與ヘル、其ノ與ヘマシタ補助金ガ、課稅ノ對象ト相成ツテ、十萬圓補助金ヲ與ヘタモノガ稅デ四萬圓モ、五萬圓モ拂フト云フヤウナコトデハ、結局五萬圓ノ補助金シカ與ヘナイコトト同様ナ結果ニ相成ル譯デゴザイ

マシテ、サウ云フヤウナ特殊ノ補助金ニ付テハ、之ヲ益金ニ算入シナイ方ガ宜カラウト思ツテ居ル次第デアリマス、尙ホ會社ガ色々工夫研究上必要トスル所ノ支出ニ付テモ、生産力ノ擴充、産業振興ヲ圖ル見地カラ、課稅上特例ヲ設ケマシテ、假令損金トシテ控除シ得ナイヤウナ性質ノモノデアツテモ、益金ヨリ控除シテ、課稅シナイコトトスル方ガ宜クハアルマイカ、會社ノ税金ガ高ク相成ツテ來ル、サウスルト會社ハ濫費ヲシテ、所得ヲ少クスルト云フヤウナコトヲ考ヘ易イノデ、一面ニハ濫賣ヲ防イデ、其ノ會社ヲシテ研究ニ充テシメル、更ニ安ク其ノ品物ヲ造リ出スコトヲ考ヘル、又新シイ方向ニ向ツテ新研究ヲ致ス、斯ウ云フコトハ是非共必要デゴザイマスノデ、サウ云フヤウナ研究的支出ニ充テルモノ、其ノ中ニハ今日ノ稅法ニ於キマシテモ、經費トシテ認メラルベキモノモアリマスガ、經費トシテ認メラナイモノガゴザイマス、此ノ普通ノ會計理論上カラ致シマシテ、經費トシテ認メラナイモノデアツテモ、即チ益金トシテ課稅ヲ受ケナケレバナナイモノデアツテモ、此ノ際ノ問題トシテハ、サウ云フヤウナモノニ付テハ、課稅上益金ノ中カラ控除ショウ、斯ウ云フ

コトニ致シタイト存ジテ居ルノデゴザイマス

ソレカラ其ノ次ハ固定資産ノ減價償却ノ問題デゴザイマスガ、固定資産ノ減價償却ノ問題ニ付キマシテハ、斯ウ云フ戰時事變ノ場合ニ於テ、特ニ特例ヲ設ケマシテ、普通ノ理窟カラ行キマスレバ、多少合理的デナイ點モ生ズルカト思フノデゴザイマス

ガ、特ニ緊要ナル事業ニ付テハ、相當多額ニ減價償却ヲ認メルコトニ致シマセスト、其ノ仕事ニ取掛ルコトニ非常ニ躊躇スルト云フヤウナ場合ガ起リマスノデ、相當多額ノ減價償却ヲ、最初ノ三年間ノ間ニ認メタイト存ジテ居ル次第デゴザイマス

ソレカラ其ノ次ガ農業耕地ノ交換デアリマスガ、此ノ耕地交換ニ付キマシテハ、今日ハ耕地ヲ交換致ス場合ニ、一々所有權ノ登記其ノ他ノ登記ヲ必要ト致スノデアリマシテ、オ五ニ甲ト乙トガ耕地ヲ交換スル場合ニ、乙ハ甲ノ所有權ヲ取得シ、乙ハ甲ノ所有權ヲ取得シテ、各、ガ登録稅ヲ拂ツテ居ルノデアリマス、即チ土地價格ノ千分ノ三十ト云フ登録稅ヲ拂ツテ居ルノデゴザイマス、隨テ其ノ登録稅ヲ拂フ結果ハ、容易ニ土地ノ交換ガ行ハレナイノデゴザイマス、故ニ此ノ登録稅ヲ免除シマシテ、農耕地ノ

交換ヲ容易ニシタイト存ジテ居ル次第デゴザイマス、以上申述べマシタ臨時的措置ニ依リマシテ、平年度ニ於キマシテハ一千四百九十餘万圓、初年度ハ一千三百三十餘万圓ノ減收トナル見込デゴザイマス、以上大體御説明申上ゲタ次第デゴザイマス

○横川委員 此ノ際審議ニ必要ナル參考資料ノ提出ヲ政府ニ要求シタイト思ヒマス、差當リ十六件ゴザイマスガ、此處ニ文書ニ認メテ參リマシタノデ、之ヲ委員長ノ御手許ニ差出シマスカラ、委員長ヨリ御要求アラシコトヲ望ミマス、尙ホ委員長ノ御計ヒデ、之ヲ速記録ニ御留メ置キテ願ヒタイト思ヒマス

○川崎委員長 承知致シマシタ、其ノ他ノ方カラ御要求ゴザイマセヌカ、此際審議ニ必要ナル參考資料ノ要求ヲナサル御希望ガアレバ、御申出ヲ願ヒマス——他ノ會派ノ方デゴザイマセヌカ

○宇賀委員 私人方カラモ後ニ書面デ出シマス

○松浦委員 私人モ後程出スコトニ致シマスマス

○藤本委員 私人モ後程出シタイト思ヒマスマス

○石渡國務大臣 一寸只今御説明シマシタ中ニ、遊興ト共ニ爲シタル飲食ハ、免稅點ガナイト申上ゲタノデアリマスガ、是ハ斯

ウ云フ意味デゴザイマス、遊興ト飲食トヲ合算シテ五圓未滿ノ場合ニハ、飲食ノ分ニハ課稅致シマセヌ、左様御諒承願ヒマスマス

○武田委員 一寸議事進行ニ付テ發言ヲ求メマス、此ノ度御提案ニナリマシタ此ノ増稅案ハ、申スマデモナク極メテ重要ナル法案デアリマスルガ、十五年度ニ於テ、更ニ稅制全般ニ互ツテ改正案ヲ御提出ニナルト云フコトデアリマスカラ、此ノ法案審議ノ際ニ於テ、稅制ノ全般ノ改正ニ互ツテノ質問應答竝ニ論議ガ當然盛ニアルベキモノト思フノデアリマス、就キマシテハ大藏大臣ハ目下貴族院ニ於テ豫算委員會ノ開會中デモアリマスノデ、多分其ノ方ヘノ御出席モ必要デアラウカト存ジマス、又本會ハ勿論所管大臣トシテ、屢、應答ニ御出席ヲ願ハナケレバナラスノデアリマシテ、從來ニ於キマシテハ、大臣ノ御出席ノ場合ニ吾々委員カラ質問申上ゲル際ニ、例ヘバ徵稅ノ技術的關係ニナリマスモノトカ、或ハ數字ニ互ツテハ、寧ロ主稅局長カラ御説明ヲ戴イタ方ガ便宜ノヤウナ問題トコソナガラガツテ居ルノデアリマス、隨テ是ハ政府側ノ便宜モ圖リ、吾々委員ノ審議ノ便宜モ考ヘマシテ、大臣ノ御出席ハ成

ベク願ヒタイトハ當然デアリマスケ

レドモ、又他ノ方ノ關係モアリマスカラ、大臣ノ御出席ノ場合ニハ、大臣ニ質問ヲ要スル各委員ガ先ニ質問致シマシテ、大臣ノ御出席不可能ノ場合ニハ、主稅局長其ノ他政府委員カラ御答辯ヲ願フト云フコトニ致シマシテ、其ノ按排ヲ委員長、理事ト御相談ノ際ニ、政府側ト御協議下サイマシテ、都合ノ好イヤウナ順序デ便宜ヲ圖ツテ戴キタイト思ヒマス、吾々委員モ成ベクサウ云フヤウニ、政府ニモ御便宜ノヤウニ、又吾々ノ質問ニモ、便宜ノヤウニ御取計ヲ願ツタ方ガ、議事ヲ進捗スルノニ好都合デハナイカト考ヘマスノデ、審議ヲ御進メニナル前ニ、サウ云フコトヲ打合セテ願ツテ置キタイト思ヒマシテ、一言申上ゲテ置キマス

○川崎委員長 武田君ノ御發議ニ對シテ御答ヲ申上ゲマス、洵ニ御尤ナ御注意、御要求ト存ジマス、其ノ點ハ委員長ニ於テモ爾ク考ヘマシテ御同感ヲ申上ゲマスガ、理事ノ方々ト打合セテ致シマシテ、御要求ノ趣旨ニ副フヤウニ、成タケ議事ヲ進メルコトニ致シタイト思ヒマス、尙ホ委員長カラ希望ヲ申上ゲテ置キタイトハ、今ノコトヲ實行スルニ致シマシテモ、委員ノ諸君ガ皆御出席ニナツテ戴カナイト、一寸自分ダケ質問ヲシテ置イテ缺席ヲセラレテ、又同

レドモ、又他ノ方ノ關係モアリマスカラ、大臣ノ御出席ノ場合ニハ、大臣ニ質問ヲ要スル各委員ガ先ニ質問致シマシテ、大臣ノ御出席不可能ノ場合ニハ、主稅局長其ノ他政府委員カラ御答辯ヲ願フト云フコトニ致シマシテ、其ノ按排ヲ委員長、理事ト御相談ノ際ニ、政府側ト御協議下サイマシテ、都合ノ好イヤウナ順序デ便宜ヲ圖ツテ戴キタイト思ヒマス、吾々委員モ成ベクサウ云フヤウニ、政府ニモ御便宜ノヤウニ、又吾々ノ質問ニモ、便宜ノヤウニ御取計ヲ願ツタ方ガ、議事ヲ進捗スルノニ好都合デハナイカト考ヘマスノデ、審議ヲ御進メニナル前ニ、サウ云フコトヲ打合セテ願ツテ置キタイト思ヒマシテ、一言申上ゲテ置キマス

レドモ、又他ノ方ノ關係モアリマスカラ、大臣ノ御出席ノ場合ニハ、大臣ニ質問ヲ要スル各委員ガ先ニ質問致シマシテ、大臣ノ御出席不可能ノ場合ニハ、主稅局長其ノ他政府委員カラ御答辯ヲ願フト云フコトニ致シマシテ、其ノ按排ヲ委員長、理事ト御相談ノ際ニ、政府側ト御協議下サイマシテ、都合ノ好イヤウナ順序デ便宜ヲ圖ツテ戴キタイト思ヒマス、吾々委員モ成ベクサウ云フヤウニ、政府ニモ御便宜ノヤウニ、又吾々ノ質問ニモ、便宜ノヤウニ御取計ヲ願ツタ方ガ、議事ヲ進捗スルノニ好都合デハナイカト考ヘマスノデ、審議ヲ御進メニナル前ニ、サウ云フコトヲ打合セテ願ツテ置キタイト思ヒマシテ、一言申上ゲテ置キマス

ジコトヲ繰返シテ御質問ニナルト云フヤウナコトガ、是カラ起ルデアラウト思ヒマス、今日ハ御出席ガ少クテ其ノコトヲ申上ゲ兼ネマスガ、今度開會致シマシタ場合ニ、更メテ其ノコトヲ私カラ委員諸君ニ御諮リヲ致シマシテ、甚ダ失禮デアリマスガ、質問應答ヲ承ツテ居リマシテ、モウ質問ノ盡キテ居ルヤウナ内容ハ、御遠慮ナク御注意申上ゲルコトニ致シタイト思ヒマス、サウデナイト只今ノ御要求ノ趣旨ニ副ハナイコトニナリマスノデ、其ノコトヲ豫メ御諒承ヲ願ヒタイト存ジマス

ソレカラ明日開會ラスベキ筈デアリマシタガ、政府ノ資料ノ來ナイ點モアリマスシ、理事ノ方々ノ御意見ヲ承リマス、明後日ト云フ御要求デアリマスノデ、明後日ニシタイト思ツテ委員課ノ方ヘ交渉ヲ致シテ見マシタ所ガ、明後日ハ陸軍ノ飛行機ノ見學ノ爲ニ議員諸君ガ百七十人バカリ行カレルサウデアリマシテ、本會議モ委員會モ休ムヤウデアリマス、是ハ致シ方ガアリマセヌカラ、明後日ハ休ミマス、二十五日ノ午前十時、時間厲行デ開キタイト思ヒマスカラ左様御承知ヲ願ヒマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午前十一時三十四分散會

(參照)

横川委員要求ノ參考資料

- 一、全國諸會社ノ留保所得ト社外拂出ノ金額並ニ割合、最近三ヶ年分
- 二、十一年度ヨリ十三年度ニ至ル國民總所得額並ニ課稅所得額及累進率別ニヨル金額
- 三、最近五ヶ年間ノ自然增收額(但シ増稅ヲ控除シタルモノ)
- 四、最近三ヶ年間ノ直接稅並ニ間接稅收入額並ニ割合
- 五、最近五ヶ年間ノ地方稅ノ收入額(但稅種別)
- 六、鐵道特別會計、通信特別會計、其ノ他ノ政府事業特別會計並ニ半官、半民ノ特殊會社ノ所得ニ對シ民間會社ト同
- 一ノ所得稅、營業稅及地方稅、地方稅附加稅ヲ課賦シタル場合ノ稅額調
- 七、配當課稅ヲ第二種所得稅トシテ計算シタル金額ト現行課稅額トノ比較調
- 八、大正十三年以來ノ國稅制改正一覽表
- 九、第三種所得稅金額階級別人員調
- 一〇、今回免稅セントスル業種別及其數並ニ現在行ハレツツアルモノ
- 一一、鑛業權及船舶ノ個人賣買ニヨル過去三ヶ年件數及金額

一二、昭和四、五、六年ノ物價指數ト昭和十二、三年ノ物價指數表

- 一三、各府縣別ニヨル遊興稅ノ額等參考ニナル明細表及徵稅ノ方法
- 一四、配當所得ヲ源泉課稅トセバ第三種所得稅額減額高如何及何程ノ源泉課稅率トセバ收支無出入トナルヤノ表
- 一五、現行稅制圖解表
- 一六、今回提案稅法改正ニ關スル勅令及省令要綱

宇賀委員要求ノ參考資料

- 一、臨時利得稅調定濟額調(十二年)
- 二、國民所得額調
- 二、國民貯蓄額調
- 四、支那事變以來ノ增稅豫定額ト實收額各稅別表
- 五、勅令案要綱
- 六、國民生活費推定額

松浦委員要求ノ參考資料

- 一、各府縣ニ對スル軍需費ノ還元政策ノ圓滑ニ遂行スルヤ否ヤハ府縣ノ擔稅力ニ重大ナル關係ヲ及スニ付支那事變發生以來昭和十三年度支出ノ見込ニテ陸軍、海軍別ニシテ(人件費ヲ除ク)各府縣別ニ軍需物ニ對シテノ支出額

昭和十四年二月二十二日印刷

昭和十四年二月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局